

宇土市入札監視委員会 審議概要  
(令和3年度第2回定例会議)

今回の会議は、新型コロナウイルス感染防止の観点から書面審議にて実施した。

書面審議完了日		令和4年3月10日(木)	
場 所		書面審議にて実施	
回答者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 茂 委員 上拂 耕生 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係, 工事検査係)	
審議対象期間		令和3年9月1日~令和4年1月31日	
抽出案件		63(11)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		1(0)	
指名競争入札		62(11)	
1億円以上		0(0)	
5千万円以上1億円未満		0(0)	
1千万円以上5千万円未満		21(1)	
5百万円以上1千万円未満		11(1)	
3百万円以上5百万円未満		12(3)	
3百万円未満		18(6)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		0(0)	
その他		0(0)	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答																									
<p>・「土木」工事における指名業者数の差異の理由について</p> <p>▼A ランク工事(ID4,6~9,15,16,21~25) →12~14社</p> <p>▼B ランク工事(ID26,28,35) →16社</p> <p>▼C ランク工事(ID36~38,42,44,45,47~51,56~59) →7~14社</p> <p>▼ランクなし(ID62,63) →3社及び6社</p>	<p>指名業者については、基本的に下記の観点から選定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事のランクの市内業者</li> <li>・当該工事のランクで、施工地区(※)内に営業所等がある準市内業者</li> <li>・当該工事のランクよりも上位のランクで、施工地区内に本店がある市内業者</li> </ul> <p>※施工地区は7地区に分けられており、市内業者・準市内業者問わず、7地区のいずれかに属することになる。</p> <p>上記を踏まえた指名業者については、下記の表のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="735 920 1439 1406"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">工事</th> </tr> <tr> <th>Aランク</th> <th>Bランク</th> <th>Cランク</th> <th>ランクなし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指名業者</td> <td>Aランク 全18社 うち準市内 6社</td> <td>○</td> <td>施工地区内の 市内業者</td> <td></td> <td rowspan="3">施工地区内の 市内業者及び 準市内業者</td> </tr> <tr> <td>Bランク 全13社 うち準市内 0社</td> <td></td> <td>○</td> <td>施工地区内の 市内業者</td> </tr> <tr> <td>Cランク 全14社 うち準市内 3社</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>施工地区内の 準市内業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>▼工事の特殊性などによって市外業者を指名する場合があります。Cランク工事のID36, 37の工事については、JR近接工事で特殊性があり、JR近接工事の施工資格を有する業者を選定している。まず、市内業者（準市内業者含む）において、施工資格を有する業者を選定（A・B・Cランク問わず）し、市内業者のみでは指名候補業者が少なく、競争性を確保できないことが懸念されたため、近隣自治体に事業所があり、施工資格を有する市外業者を加えて競争入札を行った。以上の理由から、指名業者が7社、8社となり、その他のCランク工事の指名業者数と差が出ている。</p> <p>▼ランクなし工事（予定価格130万円以下の工事）に</p>			工事				Aランク	Bランク	Cランク	ランクなし	指名業者	Aランク 全18社 うち準市内 6社	○	施工地区内の 市内業者		施工地区内の 市内業者及び 準市内業者	Bランク 全13社 うち準市内 0社		○	施工地区内の 市内業者	Cランク 全14社 うち準市内 3社			○	施工地区内の 準市内業者
				工事																						
		Aランク	Bランク	Cランク	ランクなし																					
指名業者	Aランク 全18社 うち準市内 6社	○	施工地区内の 市内業者		施工地区内の 市内業者及び 準市内業者																					
	Bランク 全13社 うち準市内 0社		○	施工地区内の 市内業者																						
	Cランク 全14社 うち準市内 3社			○		施工地区内の 準市内業者																				

	<p>については、市内業者・準市内業者を問わず、当該工事の施工地区内の業者を選定している。そのため、ID62の施工地区においては6社、ID63の施工地区では3社となり、地区によって業者数に多寡がある。</p> <p>以上のことから、同じ等級の工事であっても、施工地区の場所、発注時点での業者の状況や工事の特殊性などによって、指名業者数変動する可能性がある。</p>
--	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・質問及び意見無し	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案3件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

No.	件 名	入札等方式 (入札参加業者数)	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
1	令和3年度 ウキウキロード打越・岩熊線舗装工事 《対象期間内の案件の中で、最も予定価格が高かった案件》	一般競争 (申請8社) (応札8社)	<p>《工事概要》</p> <p>【舗装工事】</p> <p>当路線は、宇土市の主要道路として、また、隣接市をつなぐアクセス道として、非常に交通量の多い路線であるが、路面が広い範囲で損傷しており、車両等通行に支障をきたしている状況であるため、舗装工事を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長 L=488.0m</li> <li>・アスファルト舗装工(表層工) t=5cm, A=4,889.0m<sup>2</sup></li> <li>・アスファルト舗装工(基層工) t=5cm, A=4,813.0m<sup>2</sup></li> <li>・路上再生路盤工事 t=19cm, A=4,813.0m<sup>2</sup></li> </ul> <p>《資格審査会による入札参加資格について》 以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇土市内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所(支店等)(舗装工事に係る建設業の許可を有するものに限る。)を有すること。</li> </ul>	69.99

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における舗装工事の総合評定値が 700 点以上であること。</li> <li>・次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</li> </ul> <p>(1) 1 級土木施工技士又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者</p> <p>(2) 下請契約が 4,000 万円以上になると見込まれる場合は、舗装工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者</p> <p>(3) 令和 3 年 10 月 6 日【※競争参加資格確認申請の締切日】以前に 3 か月以上の雇用関係がある者</p>	
2	鶴城中学校教室環境整備工事 《対象期間内の案件の中で、2 番目に落札率が高かった案件》	指名競争 (5 社)	「指名審査方針」による。 《工事概要及び指名業者選定理由》 特別支援教室×2 室、会議室、教材室を改修し、教室不足を解消するため工事を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定式間仕切 2 台</li> <li>・可動式間仕切 1 台</li> <li>・電気工事 1 式</li> <li>・機械工事 1 式</li> </ul> 業者選定については、市内の有資格者の中から本工事と同種工事（建築工事）の実績を有するものを指名した。	99.28
3	令和 3 年度 南走 24 号橋補修工事 《対象期間内の指名競争入札案件の中で、最も落札率が低かった案件》	指名競争 (13 社)	「指名審査方針」による。 《工事概要及び指名業者選定理由》 本橋梁は、過年度の橋梁点検において、橋梁に損傷が確認されたため、補修工事を行い、橋梁の機能拡張を図るもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れ補修工 1 式</li> <li>・橋面防水工 14m<sup>2</sup></li> <li>・防護柵設置工 5.7m</li> <li>・区画線工 3.4m</li> </ul> 業者選定については、市内の有資格者の中	86.84

			から本工事と同種工事（土木一式工事）の実績を有するものを指名した。	
--	--	--	-----------------------------------	--

質疑内容

質問及び意見	回 答
<p>《抽出案件 1 関連》 抽出事案 1 について、くじによる落札決定の方法について</p>	<p>くじによる落札者決定までの流れについて具体例を交えて説明。</p> <p>例) 同価格入札者が 2 社であった場合。その 2 社を A 社, B 社とする。</p> <p>①電子入札システムにおいて、業者が入札を行う際に、「くじ番号」と呼ばれる任意の数字を入札金額と併せて登録。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 社→912 番</li> <li>・ B 社→523 番</li> </ul> <p>②同価格入札者に入札書到着時刻の早い順に、0 番から付番する。</p> <p>→A 社が早かったので、A 社は 0 番, B 社は 1 番となる。</p> <p>③開札の結果くじに移行した場合、2 社のくじ番号をすべて加算する。</p> <p>→<math>912 + 523 = 1435</math></p> <p>④上記で算出された数字を同価格入札者（2 社）の数で割る。</p> <p>→<math>1435 \div 2 = 717</math> 余り 1</p> <p>⑤余りの数値と②で付番した数値が一致する業者が落札者となる。</p> <p>→1 番が付番されていた B 社が落札</p>
<p>《抽出案件 2 関連》 抽出事案 2 について、5 社を指名し、4 社が応札しているが、応札額がすべて 99%以上(平均でも 99.64%)と高い。その理由について</p>	<p>当該工事は、令和 4 年度の新入生を受け入れるため、教室不足を解消する工事である。</p> <p>落札率が高くなるのは、個々の業者の様々な事情により、積極的に落札を希望しない価格での応札が重なった結果であると推測される。その事情としては以下のようなことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期が業者にとって民間からの発注も重なる年度末にかかっていたこと。</li> <li>・ 建築 A ランクの工事は少ないが、土木工事や舗装工事等の建築以外にも指名願を出しており、その工事の指名が多数あっていたこと。</li> </ul>

	<p>今後も、落札率、応札率や不調率の改善に向けて発注時期や適正工期、指名業者等を見極め、競争性の確保に努めながら入札を執行していく。</p>
--	---